

高知県小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の4に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定め、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）に対し、この事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）において養育を行い、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする。

（ファミリーホーム事業者）

第2条 小規模住居型児童養育事業者（以下「ファミリーホーム事業者」という。）は、個人、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他知事が適当と認めた者とする。

2 このファミリーホーム事業者については、主に次の場合が対象となる。

- (1) 養育里親（専門里親を含む。以下同じ。）として委託児童の養育の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの
- (2) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設又は児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）の職員の経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの（当該児童養護施設等を設置する法人が支援を行うものを含む。）
- (3) 児童養護施設を設置する法人が、その雇用する職員を養育者とし、当該法人が当該職員に提供する住居をファミリーホームとし、当該法人が事業者となるもの

（対象児童）

第3条 この事業の対象児童は、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で児童間の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされた者であって、法第27条第1項第3号の規定に基づき措置された者とする。

（対象人員）

第4条 対象人員については、次の基準を満たすものとする。

- (1) ファミリーホームの委託児童の定員は、5人又は6人とする。
- (2) ファミリーホームにおいて同時に養育する委託児童の人数は、委託児童の定員を超えることができない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（事業内容）

第5条 この事業は、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住居を利用し、次の観点を踏まえつつ、児童の養育を行うものとする。

- (1) 要保護児童を養育者の家庭に迎え入れて、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行うこと。
- (2) 児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重した養育を行うこと。
- (3) 児童の権利を擁護するための体制や、関係機関との連携その他による支援体制を確保しつつ、養育を行うこと。

(職員)

第6条 ファミリーホームには、2人の養育者及び1人以上の補助者(養育者が行う養育について養育者を補助する者を言う。以下同じ。)を置かなければならない。なお、この2人の養育者は一の家族を構成しているもの(夫婦であるもの)とする。

2 前項の定めにかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該ファミリーホームに置くべき者を、1人の養育者及び2人以上の補助者とすることができる。

3 養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない。

4 養育者は、養育里親であって、次の(1)から(4)までのいずれか及び(5)に該当する者をもって充てるものとする。また、補助者は、(5)に該当する者とする。

(1) 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者(平成21年4月1日以前の里親としての経験を含むものとする。次号も同様とする。)

(2) 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者

(3) 児童養護施設等において児童の養育に3年以上従事した者

(4) 前各号に準ずる者として、知事が適当と認めた者

(5) 法第34条の20第1項の各号に該当しない者

5 養育者及び補助者は、家庭養護の担い手として里親に準じ、児童福祉法施行規則(以下「規則」という。)第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めなければならない。

(ファミリーホームの設備等)

第7条 ファミリーホームには、委託児童、養育者及びその家族が、健康で安全な日常生活を営むうえで必要な設備を設けなければならない。

(実施に当たっての留意事項)

第8条 ファミリーホーム事業者は、運営方針、養育者等の職務内容、養育の内容、委託児童の権利擁護に関する事項等、規則第1条の17に規定する事項を運営規程に定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施しなければならない。

(1) 養育者等は、養育を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し相互の信頼関係を築くとともに、秘密保持について十分留意すること。

(2) 主たる養育者は、養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに他の養育者等に児童福祉法施行規則の規定を遵守させること。

(3) ファミリーホーム事業者は、児童が不安定な状態となる場合や緊急時の対応などを含め、児童の状況に応じた養育を行うことができるよう、学校、児童相談所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保すること。

(4) ファミリーホーム事業者は、児童相談所長からの求めに応じて、児童の状況等について定期的(6か月に1回以上)に調査を受けること。

(5) ファミリーホーム事業者は、毎月の運営状況をファミリーホーム運営状況報告書(別記第4号様式)により、翌月の10日までに、知事に報告すること。

(6) 養育者は、児童相談所長があらかじめ当該養育者並びにその養育する児童及びその保護者の意見を聴き、当該児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該

児童を養育すること。

- (7) 養育者等は、児童に法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- (8) 養育者等は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対すること。また、ファミリーホーム事業者は、苦情の公正な解決を図るために第三者を関与させること。
- (9) ファミリーホーム事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めること。
- (10) 事業の運営に当たっては、児童の記録や事務運営に係る会計に関する諸帳簿を適切に整備し、特に養育者等の人件費の支出と児童の生活に係る費用の支出は、区分を明確にして帳簿に記入すること。また、運営主体が法人である場合には、養育者等の法人における立場等も十分に踏まえ、労働法規等に即して実施すること。
- (11) ファミリーホーム事業者は、事務運営に係る会計に関する諸帳簿については、当該年度から 5 年間保管すること。
- (12) その他、規則に掲げる規定に留意し、児童が心身ともに健やかにして社会に適応するよう、適切な養育を行うこと。

(委託に当たっての留意事項)

第 9 条 児童相談所長は、ファミリーホームに児童を委託するに当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 児童相談所長は、児童を委託をしようとするときは、児童又はその保護者、事業者の意見を聴くこと。
- (2) 児童相談所長は、児童を委託する場合、養育者及び既に委託されている児童と新たに委託する児童との適合性が極めて重要であることを鑑み、児童のアセスメントや、養育者及び既に委託されている児童と新たに委託する児童との適合性の確認等十分な調整を行った上で、当該児童に最も適した事業者に委託するよう努めること。特に、その児童がこれまで育んできた人的関係や成育環境などの連続性を大切にし、可能な限り、その連続性が保障できる事業者に委託するよう努めること。
- (3) 児童相談所長は、虚弱な児童、障害がある児童、虐待や非行等の問題を抱えた児童を委託する場合には、知識や経験を有する等それらの児童を適切に養育できる事業者に委託すること。
- (4) 児童相談所長は、措置及び解除の決定を行ったときは、措置児童の保護者及び事業者に通知を行うとともに、知事に報告するものとする。

(経費)

第 10 条 この事業の運営に関する経費は「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知)によるものとする。

(事業開始の手続き)

第 11 条 事業者はこの事業を実施する場合、あらかじめ法第 34 条の 4 第 1 項に基づき、

別記第1-1号様式、別記第1-2号様式及び別記第1-3号様式により事業開始の届出をすること。

- 2 前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に別記第2-1号様式及び別記第2-2号様式によりその内容を届出ること。
- 3 事業を廃止又は休止しようとする時は、あらかじめ別記第3号様式により事業休止又は廃止の届出をすること。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 事業者は、この要綱の施行の日前においても第11条の届出をすることができる。

附則

この要綱は、平成23年6月13日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成24年5月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年8月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

小規模住居型児童養育事業開始届出書

年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

印

次のとおり小規模住居型児童養育事業を開始したいので、児童福祉法第34条の4第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

事業の種類		
事業の内容		
経営者	氏名	
	住所	
条例、定款その他の基本約款		
職員	定数	
	職務の内容	
	主な職員の氏名及び経歴	
事業の用に供する施設	名称	
	種類	
	所在地	
事業開始の予定年月日		

添付書類

- 1 法人にあつては、定款その他の規約
- 2 運営規程
- 3 事業計画書
- 4 収支予算書
- 5 建物平面図
- 6 土地・建物の所有の状況が確認できる書類（登記簿謄本・賃貸契約書等）
- 7 主な職員の氏名及び経歴を記した書類
- 8 誓約書（別記様式第1-2号）

誓約書

年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

㊞

住所

氏名

㊞

住所

氏名

㊞

小規模住居型児童養育事業申請にあたり、児童福祉法第34条の20第1項各号の規定に該当しないことを誓約します。

(欠格事由)

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

第二種社会福祉事業開始届

年 月 日

高知県知事 様

住 所

事業所名

代 表 者

印

第二種社会福祉事業を開始したいので、社会福祉法第69条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

事業の種類	
事業開始の予定年月日	
事業の内容	
条例、定款その他の基本約款	
備 考	

小規模住居型児童養育事業変更届出書

年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

印

次のとおり小規模住居型児童養育事業について変更したので、児童福祉法第34条の4第2項の規定により届け出ます。

1 事業の種類

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

3 変更の理由

4 変更年月日

添付書類

第二種社会福祉事業変更届

年 月 日

高知県知事 様

住 所

事業所名

代 表 者

印

第二種社会福祉事業を変更したいので、社会福祉法第69条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

事業の種類	
事業変更の予定年月日	
変更の内容	
条例、定款その他の基本約款	
備 考	

第3号様式

小規模住居型児童養育事業廃止（休止）届出書

年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

印

次のとおり小規模住居型児童養育事業について廃止（休止）したいので、児童福祉法第34条の4第3項の規定により届け出ます。

- 1 事業の種類
- 2 廃止（休止）予定年月日
(休止の場合は休止予定期間)
- 3 廃止（休止）の理由
- 4 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置

添付書類

ファミリーホーム運営状況報告書

年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名 ⑩

年 月のファミリーホーム運営状況を次のとおり報告します。

1 児童入所状況

	年 月
月初入所児童数	人
前月からの継続入所児童数	人
新規入所児童数	人
退所児童数	人
月末入所児童数	人

2 新規入所児童の状況 (月分)

児童氏名		性別		生年月日	
住所				措置児童相談所	
受託年月日				措置理由	
特記事項					

児童氏名		性別		生年月日	
住所				措置児童相談所	
受託年月日				措置理由	
特記事項					

児童氏名		性別		生年月日	
住所				措置児童相談所	
受託年月日				措置理由	
特記事項					

児童氏名		性別		生年月日	
住所				措置児童相談所	
受託年月日				措置理由	
特記事項					

児童氏名		性別		生年月日	
住所				措置児童相談所	
受託年月日				措置理由	
特記事項					

児童氏名		性別		生年月日	
住所				措置児童相談所	
受託年月日				措置理由	
特記事項					

3 退所児童の状況 (月分)

児童氏名		性別		生年月日	
退所年月日				退所理由	
退所後の生活場所等					
受託年月日				措置児童相談所	

児童氏名		性別		生年月日	
退所年月日				退所理由	
退所後の生活場所等					
受託年月日				措置児童相談所	

児童氏名		性別		生年月日	
退所年月日				退所理由	
退所後の生活場所等					
受託年月日				措置児童相談所	

児童氏名		性別		生年月日	
退所年月日				退所理由	
退所後の生活場所等					
受託年月日				措置児童相談所	

児童氏名		性別		生年月日	
退所年月日				退所理由	
退所後の生活場所等					
受託年月日				措置児童相談所	

児童氏名		性別		生年月日	
退所年月日				退所理由	
退所後の生活場所等					
受託年月日				措置児童相談所	